

消費生活センターは 消費者教育の拠点です

全国消費生活相談員協会は、
消費生活センター等で相談業務を行う消費生活相談員の専門家集団です

消費生活センターが消費者教育の拠点と位置付けられたのと同じように、
消費者教育推進法・基本方針で、消費者教育コーディネーターの育成や配置の促進が必要であるとされました



? 消費者教育コーディネーターとは？

本協会では、消費者教育コーディネーターの役割を、
①消費者教育を広める ②消費者教育の実施を働きかける
③消費者教育の関係者をつなぐことと考えています。

全国消費生活相談員協会では、
消費者問題の専門家である消費生活センターの相談員が、学校で消費者講座を行います



? どのような講座ですか？

児童・生徒に多い消費者トラブル事例をもとに、契約の基礎知識をしっかりと学ぶ講座を行います。また、ネットリテラシーにも力を入れています。主体的、対話的で深い学びにも対応。

全国消費生活相談員協会では、
学校で消費者教育を行うために、消費者問題の事例が満載な冊子やチラシを用意しています



? チラシや冊子はどのようなものがありますか？

本協会では、幼児期から、学生、高齢者など対象ごとに、紙芝居、テキスト、チラシを用意しています。協会のホームページに申込み方法が載っています。

消費生活の相談業務を担う消費生活相談員は、
「契約」に関する教育は非常に重要であると感じています。
高校生に限らず、中学生、小学生、そして幼児と、年齢の低い段階から「きまり」「自由」や、「約束」「契約」などについて学ぶことが大切です。



本協会では会員対象に消費者教育について
どのように考えているか、アンケート調査をしました。
詳細は報告書にまとめています。報告書をご覧ください。

全国消費生活相談員協会消費者教育研究所 HP



這格消費者団体
くらしを守るベストパートナー



全国消費生活相談員協会は、消費生活センター等で
相談業務を行う消費生活相談員の専門家集団です。

JAPAN ASSOCIATION
OF CONSUMER AFFAIRS
SPECIALISTS

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

